

更正請求書(第10号の4様式)記載要領

- 1 この請求書は、法人の町民税について、地方税法第20条の9の3第1号若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用するものです。
- 2 この請求書は、1事業年度につき1枚記載し、砥部町税務課に1通提出してください。
- 3 「法人番号」の欄には、法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
- 4 「課税標準(分割前)」の欄には、課税標準及びその法人税割額を記載してください。2以上の市町村に事務所等を有する法人の場合は、従業者数によって按分する前の額を記載してください。
- 5 「分割基準」の欄には、「砥部町分の従業者数/当該法人の全従業者数」を記載してください。
- 6 「課税標準(分割後)」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人である場合にあっては、従業者数によって按分した後の課税標準及びその法人税割額を記載してください。
- 7 「税額」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額について、法人税割額と均等割額のそれぞれを記載してください。
- 8 「還付請求税額」の欄には、更正の請求により還付となる税額について、法人税割額と均等割額の合計額を記載してください。
- 9 「国の税務官署の更正の通知日」の欄には、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載してください。
- 10 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(地方税法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付してください。

なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。
- 11 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人名及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載してください。